

韓国における稲作農家の離農に関する考察：小規模な高齢農家を中心に

高安，雄一

<https://doi.org/10.15017/4738299>

出版情報：韓国経済研究. 8, pp.37-49, 2009-10. 九州大学研究拠点形成プロジェクト
バージョン：
権利関係：

韓国における稲作農家の離農に関する考察

— 小規模な高齢農家を中心に —

Review of Rice Farmers' Exit from Farming in Korea:

A focus on Small-scale and Elderly Farmers

高安 雄一*

TAKAYASU Yuichi

The government is assisting large-scale rice farmers' further scale expansion and is promoting the exit of small-scale and elderly rice farmers in order to strengthen international competitiveness of Korean rice farmers through scale merit. However, the policy has failed to encourage small-scale and elderly rice farmers to quit farming. In contrast, scale expansion of large-scale rice farmers succeeded, causing a polarization of scale among rice farmers, which consequently led to the widening of income disparity.

This study investigates the reasons why small-scale and elderly rice farmers do not exit from farming at a high rate despite the government's measures. First, using the probit model, the study found that a small-scale farmer has a higher exit probability than a large-scale farmer and an elderly farmer has a lower probability than a younger farmer. However, the impact of the latter is higher; thus, the probabilities that small-scale and elderly farmers exit from farming are not so high.

Second, the study found that (i) the expected income level when elderly rice farmers exit from farming is half of what it is if they continue farming, (ii) elderly rice farmers have relatively more leisure time even though they continue farming, and (iii) the level of income compensation for elderly rice farmers is considerably lower than their consumption level. After considering these results, we can assume that the income obtained by continuing farming is higher than the lowest income level they are willing to work at; this is the main reason why elderly rice farmers do not frequently exit from farming.

However, it is expected that elderly rice farmers will exit from farming at a higher rate, because the expected income level when they exit from farming will rise sharply 2009 onwards on account of the sharp rise in Direct Compensation for Business Transfer and the level of income compensation in old age will be improved in the future.

Keywords: 稲作農家の離農、小規模な高齢農家、規模の二極化、所得と余暇時間、老後所得保障、経営移譲直接支払金

Rice Farmers' Exit from Farming, Small-scale and Elderly Farmers, Polarization of Scale, Income and Leisure Time, Income Compensation for Elderly, Direct Compensation for Business Transfer

* 筑波大学システム情報工学研究科准教授

Associate Professor, Graduate School of Systems and Information Engineering, Tsukuba University

1. はじめに

韓国では1980年代前半まで中規模農家への集中傾向を示していた農家規模間の動きが、90年以降大規模農家と小規模農家の増加との形での両極化傾向に転じている¹⁾。両極化が進んだ理由としては農業政策の重点が中規模農家から大規模農家へシフトした点を挙げることができる。深川（2002：87）は、韓国政府はウルグアイラウンドと農産物市場解放の流れの中、90年以降に中規模農家育成から大規模農家育成へと政策の重点を転換した点を指摘している。そしてキムジョンホほか（2006：37-38）、キムスソク・ホジュンニョン（2007：51）は、大規模農家の増加には政府の政策が一定の役割を果たしているとした。政府の大規模農家育成政策の中核的な政策は営農規模化事業である。これは韓国農村公社が農地売買や賃貸を仲介すること等を通じて中・大規模農家における経営規模の拡大を支援する事業であり、90年の導入以降、支援対象や事業内容に変更が加えられたものの現在に至るまで継続されている。なおこの事業については小規模な高齢農家を中心とした活発な離農が前提とされている（深川、2002：160）²⁾。そ

1) キムピョンテク・キムジョンホ（2005：529）は、「1968年から1983年までの期間は、0.5～1.5ha 階層である中農が相対的に増加して、「中農化」が進行した時期」、「1984年から1989年まで全規模階級が上方移動した期間で、両極分化の過渡期」「1990年以後から現在まで継続して0.5ha 未満の小農階層と3ha 以上の大農階層が相対的に増加して、中農階層が減少する典型的な両極化現象が現れた」としている。

2) 深川（2002：160）は「競争力向上は農地の流動化による大農の育成を通じるものであるが、その前提条件として大量の離農の発生を想定していた。…中略…高齢化して引退する農民に後継者がいない場合にはその農地が遊休地化するおそれがあった。その前に大農に売却・賃貸して経営規模拡大につなげることが企画された」としている。

して政府は、高齢農家が農地を売却あるいは賃貸に出す場合、面積に応じた金額を支払うとの経営移譲直接支払金を97年に導入したが、これは営農規模化事業を円滑に進めるための対策と言える。なお同直接支払金の支給対象農家には面積の上限が定められており、ここから政府は小規模な高齢農家から大規模農家への農地の流動化を想定していたと考えることができる。そして政府の想定どおりの動きが生ずれば農家規模の二極化は生じることはなく、規模が全体として拡大していたはずである。しかしながら実際には大規模農家は増加したものの、小規模な高齢農家の離農は進んでおらず、結果として農家規模の二極化が生じることとなった³⁾。

高齢農家の引退についてユンスンドクほか（2008）は、全国10郡の65歳以上農家200戸に対するアンケート調査を行い、45%が死ぬまで、21%が76歳以上まで引退しないとされた点、農業を続ける主な理由として半数以上が生計のためとしている点を紹介した上で、高齢農家の経営移譲を誘導するためには引退後の所得確保を図る必要があるとしている。しかしこの研究は、極めて限られたサンプルによる結果のみから結論を導き出している点、また廃業を選択した農家と選択しなかった農家を比較しているわけではないとの点が問題である。またキムジョンホほか（2007）は、高齢農家の所得補償が十分ではない点を指摘した上で、生活の安定を支援する制度の導入が必要であるとしている。しかしこの研究においては、離農後の所得補償が高齢農家に離農を躊躇させるほど低いのか検証して

3) 農業センサスの個票から稲作農家における高齢・小規模農家の比率を算出すると、60歳以上で0.5ha 未満の農家比率は2000年で全体の15.2%であったが2005年には19.1%に高まっている。また60歳以上で1ha 未満の場合も2000年の33.3%から2005年には39.0%に高まっている。

いるわけではない。

そこで本稿では、政府は経営移譲直接支払金等の手段により小規模な高齢農家の離農を促しているにも関わらず、なぜ離農が活発ではないのか明らかにする。なお営農規模化政策及び経営移譲直接支払金の対象は稲作農家であるため、分析対象は稲作農家に絞ることとする。本稿では第2節において小規模な高齢農家の離農が活発ではないとの事実を確認した上で、農家の離農に影響する特性にはどのようなものがあるのか検証する。また第3節では高齢農家の経済活動を5年間追跡し、離農した農家の世帯主がその後どのような経済活動をしているか明らかにする。さらに第4節では小規模な高齢農家が農業継続あるいは離農を選択する際に影響する要因について検証した上で、第5節で離農が活発ではない理由と今後の展望について考察する。そして第6節では本稿としての結論を示す。

2. 農家の離農に影響を与える特性

まず小規模な高齢農家の離農は本当に活発ではないか確認する。「農家経済調査」の個票を利用すれば、2003年から2007年にかけての同一農家の経営規模の動きを追うことができる。なお農家の中にはある年は回答したがその翌年には回答していないものがあるが、このような農家は、調査対象から外れたもの、調査不能なものに分けることができる。そして前者については、①住所を移さず離農した農家、②住所を移した農家、③二人以上世帯から単身世帯となった農家⁴⁾であり、後者については、④調査を拒否した農家等である。なお②については他の地域

で農業を営むとの可能性はあるが、少なくとも元の場所で農業を営んでいないという意味では広義の離農と考えられる。よって①②については離農した農家と考えることができる。ただし翌年回答していない農家の中には③④が含まれ、これを全て離農した農家と考えることはできないが、③については配偶者の死亡等により単身世帯になるケースには高齢農家が多いと考えることは自然である⁵⁾。よって本稿では、高齢農家の離農が実際よりは多く見える点を留意しつつ、翌年回答しなかった農家を離農農家と見なす⁶⁾。

稲作農家（以下では単に「農家」とする。）であり、経営主が60歳以上かつ耕作面積が0.5ha未満のものを小規模な高齢農家とすると、小規模な高齢農家の離農率は、2003年から2007年の期間で年平均6.6%であった。一方で小規模ではない農家からの純流入は4.1%（小規模な高齢農家の人数に対する比率。以下同じ）、新たに高齢農家となったものは2.9%である。つまり小規模な高齢農家との集団には7.0%が新しく参入したことが分かるが、離農率はこれに達していない状態である⁷⁾。よって小規模な高齢農家が増加しており、これら農家の離農は活発化していないと判断できる。

では小規模な高齢農家の離農を妨げている原因は何であろうか。他の目的への転用が難しい農業機械等の固定資産を有さない比較的規模の

5) 「韓国労働パネル調査」によると、調査拒否等の理由で2000年から2005年の間にサンプルから脱落した農家（定義は第3節を参照）は238世帯中6世帯に過ぎなかった。調査は異なるが、同じ世帯を複数年追跡するパネル調査である点は同じであり、ここから調査を拒否した農家は少ないと考えることができる。

6) アンドンファン・キムガンス（2004）は、1998年に回答していたが2002年に回答していない農家を離農した農家と見なしている。

4) 「農家経済調査」の対象農家は2人以上農家であるので、配偶者の死亡等により単身農家になった場合は、この農家は調査対象から外れる。

小さい農家は、大規模農家と比較して離農しやすいと考えられる⁸⁾。この点からのみ判断すれば小規模な高齢農家の離農は活発化しても不思議ではない。しかし実際の状況は異なることから、小規模との特性がもたらす離農のしやすさを、高齢との特性がもたらす離農のしにくさが相殺していることが考えられる。そこで農家の離農に各特性が与える影響について定量的に検証することとする。アンドンファン・キムガンス(2004)は、1999年から2002年までの「農家経済調査」の個票データを利用して、農家が離農する要因について分析し、50歳以下あるいは70歳以上の農家、1ha未満の小規模農家が相対的に離農する傾向にあることを明らかにしたが、本稿でもこの研究における分析手法を使用する。ただし①2003年から2007年のデータを利用する、②サンプルを稲作農家に限定する、③ある年から翌年の変化を把握した上で、4年分(2003年→2004年～2006年→2007年)のデータを使用する等の変更を加えた。

主体がある行動を行う可能性に与える各特性の限界の影響を明らかにするために、二値選択モデルによる分析が用いられることが多く、アンドンファン・キムガンス(2004)もこのモデ

ルを利用している。

$$y_i^* = \alpha + X_i\beta + e_i$$

$y_i^* > 0$ の場合 $y_i = 1$ (ある行動を選択する)

$y_i^* \leq 0$ の場合 $y_i = 0$ (ある行動を選択しない)

X_i は特性の列ベクトル、 β は係数のベクトル、 e_i は誤差項、 i は i 番目の主体

なお主体がある行動を選択する確率 P_i は以下のとおりである。

$$P_i(y_i=1) = F(\alpha + \beta X_i)$$

F は誤差項 e_i が従う分布の累積分布関数

二値選択モデルの被説明変数(y)は、「離農した農家」=1、「農業を継続した農家」=0とした。また X を構成する説明変数は、経営主の年齢ダミー、耕作面積、都市ダミー、負債額、土地資産額、世帯員数、移転所得比率、農外所得比率、各年ダミーとした⁹⁾。二値選択モデルには、誤差項が標準正規分布にしたがうと仮定するプロビットモデルを選択した。

表1は分析結果である。経営主の年齢については、離農する確率を49歳以下と比較する場合、50歳代で2.5%、60歳代で3.4%、70歳以上では3.1%低下することが分かった。つまり40歳以下の比較的若い農家は離農する確率が高く、60歳以上の高齢農家は離農する確率が低いと言うことができる。また耕作面積については、1ha減るごとに離農する確率が0.6%上昇することが明らかになった。これは耕作面積が3haの

7) 小規模農家を1.0ha未満とした場合は、小規模な高齢農家でない農家からの純流入は2.3%、新たに高齢農家になったものが2.8%である。一方で離農率は5.8%であることから、小規模な高齢農家は0.7%の増加となっている。ただしこの数字は全体の農家の減少率を下回るため、小規模な高齢農家が農家全体に占める比率は大きくなる。よってこの数字からも離農が活発化していないと判断できる。

8) キムピョンテク・キムジョンホ(2005:545)は、米価の下落にともなう農家の行動について、他の目的への転用が難しい農業機械等の固定資産を多く有する大規模農家は米作を続ける一方で、2～3ha規模の農家は最初に米作を放棄するとしている。

9) ダミー変数は以下の特性を有する農家を1、それ以外を0としている。(1)経営主の年齢ダミー：①49歳以下、②50歳代、③60歳代、④70歳以上、(2)都市ダミー：①道地域、②ソウル特別市+広域市、(3)各年ダミー：①2003年、②2004年、③2005年、④2006年。

表1 離農に係るプロビットモデル推定結果

変数[レファレンスグループ]		限界効果
経営主の年齢 ダミー [49歳以下]	50歳代	-0.025**
	60歳代	-0.034**
	70歳以上	-0.031**
耕作面積	(ha)	-0.006**
都市ダミー	都市地域	-0.021**
世帯人数	(人)	-0.001**
負債額	(億ウォン)	-0.002**
土地資産額	(億ウォン)	0.004**
移転所得比率	(%)	0.046**
農外所得比率	(%)	-0.010**
各年ダミー [2003年]	2004年	0.002**
	2005年	-0.012**
	2006年	-0.032**
LR カイ二乗値		26,400
サンプルサイズ(加重値を反映)		2,120,888

(注) 1. 「農家経済調査」の個票データ等により筆者作成。

2. **, *はそれぞれ1%, 5%水準で有意であることを示している。

大規模農家より、1 haの小規模農家の方が1.2%離農する確率が高いことを意味しているが、この値は年齢による離農確率の違いよりは小さい。そしてさらに都市地域でなければ、負債額が小さいほど、土地資産額が大きいほど、世帯人数が少ないほど、移転所得比率が高いほど、農外所得比率が低いほど離農確率が高まることも明らかになった。以上の分析結果で注目すべき点は、規模が小さくなることによる離農確率の上昇分を、高齢になることによる離農確率の低下分が上回っている点であり、それゆえに小規模な高齢農家の離農は活発ではないことが分かる。

3. 離農した農家の経済活動状況

なぜ高齢になると離農確率が大きく低下する

のであろうか。これは多くの農家においては農業により得られる所得水準（農業所得－離農によってのみ得られる所得）が、働いても良いと考える最低の所得水準を上回るからと考えることが妥当である。そこで以下ではこれら所得水準について考察する。ただし離農によってのみ得られる所得については、離農後にどのような経済活動状態になるか、具体的には、世帯主が引退して非経済活動状態になるか、雇用者や自営業といった経済活動状態になるか等によって大きく異なる。そこでまずは離農した農家はどのような経済活動状況になるのか明らかにする。「農家経済調査」では、離農した農家は調査対象から外れるため、その情報を得ることができない。しかしながら韓国労働研究院が毎年実施している「韓国労働パネル調査」であれば、離農した元農家に関する情報も継続して得ることができる。1998年に始まった「韓国労働パネル調査」は、5,000世帯に係る情報を毎年追跡しているが¹⁰⁾、農家のみを対象とした調査ではないので、農家のサンプルは多くないとともに、農業所得、耕地面積、主要作物などの情報を得ることができない。しかしある時点で農家であった世帯が、一定期間の後に継続して農家であるのか、離農した場合はどのような経済活動状態になるのかとの情報を得ることはできる。

そこで世帯主の主な職業が農業である世帯を農家¹¹⁾と見なし、世帯主が60歳以上の農家（以下では「高齢農家」とする。）が5年後の2005年にどのような経済活動状態になったかを見る。「韓国労働パネル調査」のサンプル世帯で、2000

10) 毎年サンプル世帯の脱落が生ずるため全ての世帯を追跡できているわけではない。

11) 正確には世帯主が自営業を営んでおりその産業が農業である世帯である。よって世帯主が農業雇用者である世帯は農家とは見なしていない。

年に高齢農家であったものは129世帯であった。これら世帯の5年後の状態については表2でまとめたが、サンプルから脱落した、あるいは世帯主の経済活動の変化を追跡することができなかった6世帯を除いた123世帯のうち、半数以上の67世帯について世帯主が農業を続けていた。また世帯主は死亡したが配偶者等世帯員が農業を継続しているものが6世帯、世帯主は離農したが他の世帯員が農業を継続しているものが9世帯であり、以上から何らかの形で農業を継続している農家は3分の2であった。そして農業に従事する世帯員がいなくなった農家（本節に限りこのような農家を「離農農家」とする。）のうち11世帯においては世帯主が死亡したことで離農農家となり、30世帯については世帯主が離農することにより離農農家になった。そしてこの30世帯の大半である26世帯で、世帯主は離農後に完全に引退しており、転職するなど経済活動を継続していたものは4世帯に過ぎなかった。つまり高齢農家の離農は、世帯主の死亡によるものを除き、ほとんどが世帯主の完全引退によるものである。

高齢農家の離農のほとんどは世帯主の完全引退によるものであることが分かった。ではなぜ離農に際して他の職へ転職しないのであろうか。これは高齢者が直面する厳しい労働市場によるものと考えられる。「韓国労働パネル調査」の第6次調査（2003年）においては、中高齢者付加調査を行っており、引退した中・高齢者に対して、引退時の年齢と引退した理由を尋ねている。引退に際しての一番重要な要因を、自発的理由と非自発的理由の大きく2つに分けると、非自発的理由により60歳代で引退した男性の比率は51.6%と半数を超えており、その中では定年退職が最も多くを占めている。つまり定年等の理由でやむを得ず退職した後、そのまま引退

表2 高齢農家の経済活動の変化（2000→2005年）

2005年における状態		世帯数	(%)
農業継続農家	世帯主継続	67	(54.5)
	世帯主離農、世帯員継続	9	(7.3)
	世帯主死亡、世帯員継続	6	(4.9)
離農農家	世帯主死亡	11	(8.9)
	世帯主完全引退	26	(21.2)
	世帯主転職	4	(3.3)

(注)「韓国労働パネル調査」により筆者作成。

を余儀なくされているケースが多く、これは高齢者の再就職が困難なことを示唆している。なおこの点は政府の施策においても確認できる。政府が2006年に策定した「第一次低出生高齢社会基本計画」には、高齢者の潜在的な能力が年齢差別等によって発揮されていないとの問題意識の下、年齢差別禁止法制化、高齢者雇用を促進するためのインセンティブ強化等の施策が盛り込まれている。そして以上の情報を勘案すると高齢な農家の世帯主が離農した場合、年齢の壁によって再就職が困難であるため、離農世帯の世帯主の大半が完全に引退していると考えることができる。

4. 離農選択に影響を与える要因

ここまでで離農した世帯の世帯主の大半は新たに就業せず引退することが分かった。よって高齢農家は農業継続か世帯主の引退を伴う離農かとの選択に直面していると考えられる。この2つの選択肢のどちらを選ぶかは、農業継続による所得が、働いても良いと考える所得の最低水準を上回るか否かによると考えられる。そして働いても良いと考える所得の最低水準は、余暇時間をどれほど重視しているか、また老後の保障がどの程度あるかといった要因によって規定される。そこで以下では、①農業継

続による所得に加え、働いてもよいと考える所得の最低水準に影響を与えると見られる、②余暇、③老後の所得補償について考察を加える。なお小規模な高齢農家であるとともに経営移譲直接支払金の支給対象となる農家に焦点を絞って議論を進めるため、経営主の年齢が60歳代で夫婦二人のみの農家¹²⁾を対象として分析を加え、具体的な数値は米の作付面積が0.5ha及び1.0haの2ケースについて示す。

(1) 農業継続による所得¹³⁾

第一に農業継続による所得であるが、単に農業により得られる所得を導出するだけでは十分ではない。これは地代等の離農を選択する場合にのみ得られる所得があるためであり、農業継続による所得は、農業所得から離農によってのみ得ることができる所得を控除する必要がある。まずは農業所得についてであるが、稲作農家の場合は作付面積の多寡が大きな影響を及ぼす。なお作付面積が大きくなるほど、面積当たりの収穫量は増加する一方、面積当たりの生産費用は減少することが先行研究から明らかになっており¹⁴⁾、農業所得は作付面積が大きくなるほどそれに比例する以上に増えることが予想される。そこで本稿では「米生産費調査」の個票を利用して、農家における米生産による農業所得が作付面積によりどのように変化するか検討するが、具体的には各農家の米生産による農業所得の対

数値を被説明変数、作付面積の対数値を説明変数とした回帰式を推計する。各農家の所得は総収入から経営費¹⁵⁾を引くことで得られるが、作付した農地は自作地であることを前提として議論するため¹⁶⁾、土地用益費の全てを経営費から除いた。なお推計に際しては、毎年変化する作況や投入物の単価等を考慮して、2003年から2007年にかけての5年分のデータを用いた。推計の結果は表3で示したが、耕作面積が1%大きくなるごとに農業所得が1.07%高まることが分かり、耕作面積が大きくなるほどそれに比例する以上に農業所得が増えるとの予想どおりの結果が得られた。そしてこの結果から、0.5haの作付面積では281万ウォン、1haで588万ウォンの農業所得となることが分かる。ただしこの所得に米所得等補填直接支払金¹⁷⁾が加わることとなる。同支払金は米価の下落ともなう農家の所得の減少を緩和することを目的としており、目標価格と実勢価格の差の一定割合を補填する部分に加え（変動支払金）、面積当たり一定額を支払う部分（固定支払金）で構成される。なお確実に支給される固定支払金の支払単価は1

12) 夫婦のみ農家に絞った理由は、子供がいるなど労働力を豊富に有している場合、雇用労働費や委託営農費が小さくなり、所得が高くなるからである。60歳以上の高齢世帯（「米生産費調査」の対象外である単身世帯を除く）の多くは夫婦のみ世帯であるので夫婦のみ世帯をモデル世帯とすることは妥当である。

13) 農業継続による所得の算出に当たっては、イジョンハンほか（2006：20～21）の方法を参考にした。

14) キムジョンホ（1998：40）は米の単位面積当たりの収穫量に影響を与える要因を分析し、耕作面積が2倍になると、面積単位当たりの収穫量が1.34%増加することを明らかにした。またキムホンサン・イヒョンスン（2000：26）は、米の生産費は耕作面積が増加するほど生産費が低下することを明らかにしている。またバクドクヨル・バクジョンゲン（2003：88）も、先行研究の成果をまとめた上で、韓国において規模拡大は米生産費低減に大きく寄与すると結論付けている。

15) 経営費は生産費から実際には支払いを行っていない、自己労働費、自己土地用益費、資本用益費を除いた費用で生産に投入した全ての現金、現物支出と減価償却費を含む（統計庁「米生産費調査結果」による）。

16) 経営移譲直接支払金は自分が保有する農地を売却あるいは賃貸した場合に支給されるので自作地を前提として議論する。

表3 農業所得に係る回帰式の推計結果

(1) 推計方法

- ・「米生産費調査」により作成。
- ・データは農家別に2003年から2007年までの各年データを使用。
- ・推定モデルは下記の式による。

$$\ln(\text{INCOME}_i) = \alpha + \beta \ln(\text{AREA}_i)$$

INCOME：農業所得

AREA：作付面積

(2) 推計結果

	係数	t 値	P 値
α	13.134	11345	0.000
β	1.065	2045	0.000
自由度調整済み決定係数 0.895			

㎡当たり74.6ウォン、すなわち10a 当たり7万5千ウォン¹⁷⁾であるが、支給対象農地で水田農業に従事している者のみが受給できる。そして固定支払金を農業所得に加えた場合、0.5haの作付面積では318万5千ウォン、1haでは663万ウォンの農業所得となる。

次に離農を選択した場合にのみ得ることのできる所得である。離農には農地を売却するケースと農地を賃貸に出すケースの大きく二つがある。そのいずれにおいても年齢等の条件を満たせば、経営移譲直接支払金の対象となる。そこで以下ではまず離農して農地を賃貸した場合に得られる所得について検討する。農地を賃貸に出した場合、地代とともに条件を満たせば経営移譲直接支払金を受け取ることができる。まず地代であるが、農地銀行が行った調査によれば農業振興地域内における全国の平均的な地代は2006年で1㎡当たり284ウォン（韓国農村公社、2008：33）、つまり0.1haでは28万4千ウォン

である。なお「米生産費調査」の個票を利用して、米作のために賃借した農地の平均的な地代を求めると、0.1ha 当たり23万3千ウォンとなり、農地銀行の調査よりは若干低い数値である。次に経営移譲直接支払金である。経営移譲直接支払金（2007年基準）は、①63歳以上69歳以下で10年以上稲作農家として耕作してかつ直近3年間継続して3年以上稲作農家として耕作した者で、②所有している田を、韓国農村公社あるいは60歳以下の農業人に売却あるいは5年以上賃貸しようとする者に支給される。賃貸の場合は1㎡当たり297.7ウォンが支払われる。つまり①及び②の条件を満たしていれば、0.1haにつき29万7千ウォンが支払われることとなる。ただし支払金給付は一回のみであり、下限である5年間賃貸に出す場合には毎年5万9千ウォンを得るものと考えられる。また農地を所有していても、その農地で米生産に従事していなければ、米所得等補填直接支払金は受給できない。したがって経営移譲直接支払金の受給条件を満たす農家の場合、離農して農地を賃貸に出すことによって、0.1ha 当たり年間34万3千ウォン¹⁸⁾を得ることとなる。この水準は、農業所得に比べて低く、0.5haでは54%、1haでは52%に過ぎない。

次に離農して農地を売却した場合に得られる所得について検討する。農地を売却した場合、売却代金を受け取るが、その売却代金からは利子が得られる。そして条件を満たせば経営移譲直接支払金を受け取ることができる。まず利子収入については、韓国農村公社の調査による農業振興地域内の農地価格¹⁹⁾に定期預金金利²⁰⁾を乗じることで導出した。なお農地売買価格は毎

17) 農業振興地域内の単価。農村振興地域外では59万7千ウォンである。

18) 韓国農村公社調査における平均地代を使用したケース。「米生産費調査」の平均地代の場合は29万2千ウォンとなる。

年上昇しており、金利収入は2003年では47万5千ウォン、2007年においては91万1千ウォンであった。また経営移譲直接支払金については、先に示した条件を満たした農家が農地を売却する場合、売却の場合1㎡当たり毎年289.6ウォン、すなわち10a当たり29万ウォンを71歳まで支給される。なお71歳以降は支払われなくなる点を考慮すると、61歳の男性経営主が平均寿命である76歳まで生きると仮定した場合、19万3千ウォンを毎年受け取ることと考えることができる。したがって農地を売却して離農することで、2003年では0.1ha当たり年間66万8千ウォン、2007年では110万4千ウォンを得ることとなる。そしてこの数値と農業所得とを比較すると、2003年では、0.5haで農業所得の105%、1haで101%、2007年では0.5haで農業所得の173%、1haで167%となった。つまり農地を売却した場合には離農した方が、農業を継続するよりも所得を得ることができる。しかしながら1997年から2007年までに経営移譲直接支払金支払の対象となった高齢農家のうち83.2%が賃貸により支払いを受けており、2003年から2007年でもその数値は77.8%である。この理由としては、農家は土地に愛着があり売却を選択しない²¹⁾、また農地上昇に対する期待感（イジョンハンほか、2006：21）といった理由が考えられる。よって農業継続による所得については、農地を賃貸に出して離農するケースを前提することが妥当であろう。

19) 韓国農村公社が行った全国1,680筆地に対するサンプル調査の結果である。

20) 韓国銀行データベースより取得した定期預金金利（預金銀行平均）の2003年から2007年における平均値である4.17%を利用した。

21) 農林水産食料部農家所得安全推進団に対する電話によるヒアリング（2009年6月19日実施）により、土地に対する愛着が強く賃貸に集中したとの回答を得た。

(2) 余暇

次に余暇である。まずは離農することによりどの程度の余暇を得ることができるか検討する。離農することで得ることのできる余暇は、米生産のため自らが投入する労働時間（以下では単に「労働時間」とする。）である。労働時間については作付面積が増えるほど高まるものの、作業効率の高まりなどを背景に単位面積当たりの労働時間は減少することが予想される。そこで労働時間が作付面積によりどのように変化するか推計するが、具体的には各農家の米生産に投入する労働時間の対数値を被説明変数、作付面積の対数値を説明変数とした回帰式の係数を推計する。推計に際しては、所得と同様に2003年から2007年にかけての5年分のデータを用いた。推計の結果は表4に示したが、作付面積が1%増えるごとに労働時間は0.86%高まり、作付面積に比例するほどに労働時間が増えないとの結果が得られた。具体的には0.5haの作付面積では106時間、1haで193時間となる。

離農して引退した場合は上記の時間を労働ではなく余暇に充てることが可能となる。農家にとって追加的な余暇の価値が高ければ、労働するインセンティブが弱まり、結果として働いても良いと考える所得の最低水準は高くなることが想定される。では農家にとって追加的な余暇の価値は高いのであろうか。余暇の価値について正確に検証することは得られるデータからは困難である。しかし60歳代の雇用者と農家の労働時間を比較することで手がかりをつかむことは可能である。労働部により実施されていた「賃金構造基本調査」によると、2007年における60歳以上の雇用者の平均勤務時間は月219時間であり、単純に年に換算すると2,628時間となる²²⁾。無論労働の強度が異なるなど単純には比較できないが、それを割り引いても農家の労

表4 投入した自己労働時間に係る回帰式の推計結果

(1) 推計方法

- ・「米生産費調査」により作成。
- ・データは農家別に2003年から2007年までの各年データを使用。
- ・推定モデルは下記の式による。

$$\ln(\text{TIME}_i) = \alpha + \beta \ln(\text{AREA}_i)$$

TIME：投入した自己労働時間
AREA：作付面積

(2) 推計結果

	係数	t 値	P 値
α	3.285	2002	0.000
β	0.859	1164	0.000
自由度調整済み決定係数 0.735			

働時間は雇用者と比較する限り短く、農家は比較的多くの余暇を有していると言える。よって追加的に得られる余暇の価値は雇用者と比較して低いと想定される。つまり余暇との観点から判断する限り、働いても良いと考える所得の最低水準は低いと見ることが妥当である。

(3) 老後の所得保障

老後の所得保障を担う制度は公的年金である。そしてこの保障水準が高い場合には、労働をするインセンティブが弱まり、結果として働いても良いと考える所得の最低水準が高まる。韓国では60歳が公的年金の支給年齢であるが²²⁾、以下の理由から農家は公的年金を受け取っていない、あるいは支給水準が極めて低いと考えられ

る。韓国の公的年金は1988年に創設されたが、当初の加入対象者は常用雇用者10人以上の事業所に勤務する雇用者に限られていた。そして農漁村地域の住民が加入対象者となったのは95年であるので²⁴⁾、農家において「加入期間が20年以上」との年金受給資格を得ている人は極めて少ない²⁵⁾。ただし公的年金には減額老齢年金の制度があり、加入期間が10年以上であれば減額された年金を得ることはできる²⁶⁾。なお所得がある業務に従事している人は減額年金受給の対象外となるが、所得がある業務についてはそのハードルが高いため²⁷⁾、高齢農家がこれに相当することは少ないと考えられ、農家は減額年金であれば受給できる可能性が高い。ただしその年金額は多くの農民にとって十分なものではないと考えられる。公的年金の受給額は、①全加入者の月平均所得月額（年金支給前3年間）、②自分の加入期間中の平均所得月額、③加入期間、④扶養家族の有無で決定されるが、加入期間中の平均月額所得が23万ウォンの場合、配偶者加算を含めて年162万ウォン、48万ウォンの場合は年180万ウォンとなる²⁸⁾。これは1ha以下の耕作面積を有する高齢な夫婦のみ農家の年間消費額の中央値である1,105万ウォンと比較して明らかに少ない額である。

さらに実際に年金保険料を納付しているか否かといった問題点もある。10年以上の加入期間

22) これは単純労務従業者が多いとの理由からである。60歳以上の単純労務従事者においては、平均労働時間が月257時間と長くなっているが、これは警備など拘束時間の長い職に就く者が多いためと考えられる。

23) ただし今後は段階的に年金受給開始年齢が引き上げられ、1969年生まれの人には65歳が支給開始年齢となる。

24) 1999年に都市地域の住民まで加入対象者が拡大され全国民が対象となった。

25) 例えば農業に従事するとともに年金創設当初に常用雇用者10名以上の事業所に勤務していた人は条件を満たす可能性がある。

26) さらに農漁村地域の住民が加入対象となった時に45歳以上60歳未満であった加入者は、5年以上の加入期間があれば特例老齢年金を受給できる。

27) 加入者全体の標準所得月額平均額（年金受給前3年間：2009年の場合は月175万ウォン）以上の所得を得ている人が「所得がある業務に従事」としているとされる。

を満たしていなければ減額年金さえ支払われない。そのような中、農漁村地域の住民の加入が可能となった時期から十分な時間が経過していないため、数年間の未納期間が存在することにより年金を受け取れなくなる可能性がある。そこで前述した「韓国労働パネル調査」において、2000年に高齢農家であり、2007年調査でも回答した98世帯について、公的年金の受給の有無と受給額を確認する。まず年金を受け取っている世帯は44世帯であり半分に満たない。そして年金を受け取っている世帯における年金受給額の中央値は年間144万ウォンである。つまり「韓国労働パネル」からも、高齢農家の老後の所得保障は不十分であることが確認できる。よって老後の所得補償との観点からも、働いても良いと考える所得の最低水準は低いと見るのが妥当である。

5. 離農が活発化していない理由と今後の展望

前節において離農選択に影響を与える要因について考察した。この結果、小規模な高齢農家においては農業継続による所得が高い一方で、余暇の価値は低い。そしてさらに老後の所得保障の水準も低いことから、働いてもよいと考える所得の最低水準は高くなく、よって小規模な高齢農家の多くは離農との選択を行わないと考えられる。無論、仕事をすることで生きがいを

感じるため離農しないなど、経済的ではない要因も無視することはできない。しかしユンスンドクほか（2008：195）が行った高齢農家を対象としたアンケートで、引退する意思がない者に理由を尋ねた結果を見ると、57.6%が「生計及び老後のため」と回答し、「これまでしてきた自分の人生の一部であるから」は26.1%に過ぎなかった。つまり韓国では老後の生活保障制度が成熟していない中、農業は余暇を比較的多く確保しつつ所得を得ることのできる手段であることが、高齢者の離農が活発化しない要因と考えることができる。

しかし今後は以下の二つの理由により離農が活発化する可能性がある。第一は離農する場合に得られる所得が高まることである。具体的には経営移譲直接支払金について、賃貸による場合の支払金が2009年より大幅に引き上げられる。2008年までの経営移譲直接支払制度の下では、賃貸により経営移譲する機会が多いにも関わらず、売却による経営移譲に対して手厚い支給がなされていた。すなわち売却の場合は71歳まで支給単価に移譲面積を乗じた金額が毎年支給されたが、賃貸の場合は1回限りの支給であった²⁹⁾。よって賃貸により支給される金額を年当たりの金額に換算すると、賃貸の最短期間である5年を想定しても、米所得等補填直接支払金の固定支払金に満たない額であった。そして離農しなければ支給されない経営移譲直接支払金は、対象農地で米生産に従事することを支給条件とする米所得等補填直接支払金とは並立しないことから、その効果は完全に相殺されていた³⁰⁾。ただし2009年には賃貸による経営移譲についても売却による場合と同様に毎年支給され

28) 韓国年金公団が公表している老齢年金予想月額表により算出した。韓国年金公団は加入期間中所得月額平均を45段階に分けそれぞれの年金額を示している。なお570万ウォン、この数値は前述した作付面積0.5ha、1.0haの農家の農業所得である。平均月額所得が23万ウォンあるいは48万ウォンとは、それぞれ0.5haあるいは1.0haの規模の農家における月額所得に一番近い数字（年金公団の分類）である。

29) 2003年までは売却による経営移譲についても1回限りの支給であった。

るようになり、支給年数も66歳以下の場合には10年、67歳以上は76歳になるまでの年数となった。よって支払単価にはほとんど変化はないものの³⁰⁾、賃貸による経営移譲については2009年以降にトータルで見た支給金額が大幅に引き上げられた。この場合は米所得等補填直接支払金の固定支払金を含めなければ、農業所得と離農を選択することによってのみ得られる所得が近くなる。

また第二の理由は、高齢農家について老後の所得保障、具体的には公的年金の受給額が増える可能性が高い点である。1995年に農漁村地域の住民に加入対象が拡大されてから現在まで十分な時間が経過していないこともあり、公的年金の受給資格がない農家が少なくなく、また資格があっても減額年金であるため受給額が少ない。しかし今後は加入期間20年以上との条件を満たす農家が増えることから、年金受給額が高まることが予想される。そして年金受給額の高まりは、働いても良いと考える所得の最低水準を引き上げることとなる。

このような理由により、今後は小規模な高齢農家の離農が活発化することが予想されるが、さらに言うならば、米所得等補填直接支払金を見直すことも必要である。米所得等補填直接支払金は、米価下落による米作農家の所得減を緩和することを目的としているが、この目的は、競争力を有する大規模農家を育成することで追及すべきであり、小規模農家の離農促進の観点

からは一定以上の規模を有する農家に対象を限定するなど改善が必要であろう。

6. 結 論

本稿においては、小規模な高齢農家の離農が活発ではない点を確認した上で、離農に影響を与える要因について検証した。その結果、農家の規模が小さいほど離農確率が高まるが、その確率上昇分を、高齢になることによる離農確率の低下分が上回っており、それゆえに小規模な高齢農家の離農は活発ではないことが分かった。そして離農した農家の世帯主は完全引退するケースが大半であることを明らかにした上で、高齢農家による農業を継続するか、離農して引退するかとの選択に影響を与える要因として、①農業を継続することで得ることができる所得、②余暇、③老後の所得補償について考察を加えた。そして離農を選択することのみ得られる所得は農業所得の半分程度にとどまっており、よって農業を継続することで得ることができる所得は高い点、農業継続時でも農家が有する余暇が比較的多い点、老後の所得補償は十分ではない点を明らかにした。これら結果を勘案すると、多くの小規模な高齢農家については、農業継続によって得られる所得が、働いてもよいと考える所得の最低水準を上回ると考えられ、それゆえに離農が活発ではないと結論を導きだすことができる。ただし2009年より離農時の所得に改善が見込まれ、また中・長期的には老後の生活保障も成熟することが予想されるため、今後は小規模な高齢農家の離農が活発になることが期待されるが、政府は米所得補填等直接支払制度の改善など、さらなる離農策を講ずるべきであろう。

30) キムジョンホほか(2006:46)でも、経営移譲直接支払制度と米所得等補填直接支払制度の間で効果を打ち消しあっている点が指摘されている。

31) 10a当たりの支払単価は、1998~99年は26万8千ウォン、2000~2002年は28万1千ウォン、2003年は28万9千ウォン(以上は売却と賃貸は同額)、2004~2008年は29万ウォン(売却)、29万8千ウォン(賃貸)、2009年は30万ウォン(売却と賃貸同額)である。

参 考 文 献

〈日本語〉

深川博史 (2002)、『市場開放下の韓国農業』九州大学出版会。

〈韓国語〉

キムビョンテク・キムジョンホ (2005)、「米農業構造調整の当為性と限界」『農業経営・政策研究』第32巻第3号、526-547ページ。

キムジョンホ (1998)、「米単収の変化と展望」『農村経済』第21巻第1号 韓国農村経済研究院、33-44ページ。

キムジョンホ・ソンミョンファン・カンヘジョン・ハンドボン (2006)、『WTO体制下の米産業政策の評価と課題』韓国農村経済研究院。

キムジョンホ・チェギョンファン・イヨンホ (2007)、「高齢引退農の生活安定支援制度導入方案」韓国農村経済研究院。

キムスソク・ホジュニョン (2007)、『農地流動化の実態と政策課題』韓国農村経済研究院。

パクドクヨル・パクジョンゲン (2003)、「営農規模化事業の理論的背景と事業効果に関する研究」『全北大学校 農大論文集』第34号、79-98ページ。

アンドンファン・キムガンス (2004)、「個別農家の営農中断要因分析」『農業経済研究』第45巻第2号 韓国農業経済学会、163-185ページ。

ユンスンドク・キムギョンミ・チョヨンソク (2008)、「高齢農業人の引退と経営移譲意思に関する研究」『農村社会』第18集2号、179-206ページ。

イジョンハン・キムガンス・キムミョンハン・キムテギョン・サゴンヨン・アンドンファン・イムジョンビン (2006)、『米産業を支配する原理』GS & J Institute。

韓国農村公社 (2008)、『2007年度農地銀行事業の実績分析報告書』。